

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

【英訳名】 Nippon Computer Dynamics Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 下 條 治

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田四丁目32番1号

【電話番号】 03(5437)1021(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 小 林 勇 記

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田四丁目32番1号

【電話番号】 03(5437)1021(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 小 林 勇 記

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額43,607,420円

ロ 効力発生日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

改正会社法に基づき、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数を6名以内から7名以内に変更する。また役付取締役を取締役相談役を追加する。

業務執行を行わない取締役に対して責任限定契約を締結できるよう、取締役の責任免除規定を変更する。

剰余金の配当等を取締役会決議によりできる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、伊藤敬夫、下條治、村山俊生、岸賢、森山聡、上田晋太郎、高木洋二を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、井元義久、中山かつお、仙北谷哲男を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を月額2,000万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額300万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	63,101	78	0	99.50%	可決
第2号議案	63,089	90	0	99.49%	可決
第3号議案					
伊藤 敬夫	63,036	143	0	99.40%	可決
下條 治	63,047	132	0	99.42%	可決
村山 俊生	63,047	132	0	99.42%	可決
岸 賢	63,047	132	0	99.42%	可決
森山 聡	63,037	142	0	99.40%	可決
上田 晋太郎	63,047	132	0	99.42%	可決
高木 洋二	63,018	161	0	99.37%	可決
第4号議案					
井元 義久	63,045	134	0	99.42%	可決
中山 かつお	63,079	100	0	99.47%	可決
仙北谷 哲男	63,027	152	0	99.39%	可決
第5号議案	62,946	233	0	99.26%	可決
第6号議案	62,965	214	0	99.29%	可決

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2 本株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権を含む))は、63,415個であり、賛成比率は、出席した株主の議決権の数に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の一部を集計しておりません。